

「介護の日」検討会	
平成 20 年 6 月 27 日	資料 2

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(抄)

(平成 19 年厚生労働省告示第 289 号)

第 3 人材確保の方策

3 福祉・介護サービスの周知・理解

- ② 福祉・介護サービスの職場体験の実施、マスメディアを通じた広報活動、これらを重点的に実施する期間の設定等、関係各機関の連携の下、若年層をはじめとする幅広い層に対し、認知症等の福祉・介護サービスの利用者やこうした利用者を支える福祉・介護サービスについての理解を求めること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)